

平成24年6月7日

株 主 各 位

福岡市博多区美野島一丁目2番8号
日本タングステン株式会社

取締役社長 馬 場 信 哉

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月26日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月27日(水曜日)午前10時
2. 場 所 福岡市博多区美野島一丁目2番8号
NTビル 10階大会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第101期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
 2. 第101期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

4. インターネット開示についてのご案内

当社は法令及び当社定款第15条の定めに基づき、次に掲げる事項を当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nittan.co.jp/>）に掲載しておりますので本添付書類には記載していません。

- (1) 事業報告の会社の体制及び方針のうち、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」
- (2) 連結計算書類の「連結注記表」
- (3) 計算書類の「個別注記表」

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nittan.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成23年4月1日)
(至 平成24年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災やタイ洪水など相次ぐ大規模な自然災害により、生産活動に大きな混乱が生じましたが、その後の復旧活動により、企業活動は早期の回復を見せています。しかしながら、円高の進行、原油、レアメタル等の資源価格の高騰、さらには欧州経済危機や中国市場の成長鈍化など、収益環境は厳しさが続く中で推移いたしました。

当社グループに関連する業界におきましては、自動車・電気部品・デバイス産業については、震災後の復興需要に伴い回復傾向にあったものの、電子部品、半導体・液晶関連については、円高や新興国のシェア拡大により低迷した状態が続きました。

このような中、当社グループの売上高は、主力商品が海外向けを中心に増加し、国内向けも復興需要等により増加となり、前年比5.6%増の124億6千9百万円となりました。

売上高の内訳につきましては、主力商品であるNTダイカッターが、海外市場への積極的な拡販により、アジア及び米国向けが好調に推移し、大きく増加しました。また、ブレーカー用接点や自動車関連の抵抗溶接電極も設備投資の回復や復興需要等により増加しました。

一方、電子部品及び半導体・液晶関連製品におきましては、ハードディスクドライブ用磁気ヘッド基板が円高やタイ洪水の影響を受け減少したほか、超硬合金製ロングツールは、液晶関連市況の悪化による設備投資の抑制により大幅に減少しました。また、OA機器用等のタングステン線及びタングステン棒製品は、中国市況の悪化、顧客の在庫調整等の影響を受け減少しました。

その他、産業用機器及び装置等については中国での自動化、省力化投資による需要増により堅調に推移しました。

損益面におきましては、円高及び原材料価格高騰により原価率が悪化したことや、中国事業展開にかかる費用の増加等により、営業損益は前年度の1億6千万円の営業利益から2億円の営業損失、経常損益は前年度の2億4千2百万円の経常利益から2千万円の経常損失となりました。また、当期純利益は税制改正に伴う繰延税金負債の取り崩し及び少数株主損益等により、前年比37.6%減の2億1千9百万円となりました。

(2) 資金調達の様況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の様況

当連結会計年度は、機械及び装置等の更新を主に4億6千5百万円の投資を行いました。

なお、これらの所要資金は主に自己資金で賄っております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成20年度 (第98期)	平成21年度 (第99期)	平成22年度 (第100期)	平成23年度 (第101期)
売 上 高	百万円 10,261	百万円 8,705	百万円 11,806	百万円 12,469
経 常 利 益	百万円 △331	百万円 △305	百万円 242	百万円 △20
当 期 純 利 益	百万円 △1,551	百万円 △289	百万円 351	百万円 219
1株当たり当期純利益	円 銭 △62 70	円 銭 △11 71	円 銭 14 35	円 銭 8 96
総 資 産	百万円 15,700	百万円 15,783	百万円 16,229	百万円 16,094
純 資 産	百万円 7,585	百万円 7,508	百万円 8,012	百万円 7,919

(注) 平成20年度(第98期)の当期純損益が著しく悪化した理由は、金属材料製品事業の収益性低下に伴う減損損失及び繰延税金資産の取り崩し等によるものです。

(5) 対処すべき課題

国際的な経済環境に関しましては、円高が長期化していること、さらには欧州の経済危機、新興国経済の減速、資源価格の高騰などの不安要因が解消されていないことなどから、当面は先行き不透明な状況が続くと思われまます。一方、日本国内に関しては、日銀の金融緩和政策や政府の震災復興対策等により、緩やかな成長が期待されます。

こうした中、当社はコア商品の拡販と同時に海外関係会社の生産体制の強化に取り組み、競争力の向上により新規市場の開拓を進め、更なる業績の改善を目指します。特に中国事業におきましては、重電関係商品の拡販、需要が堅調な産業用機器への対応、高品質タングステン商品の新市場の獲得などにより、事業の拡大に積極的に取り組んでまいります。

また、新商品開発に関しましては、市場のニーズにスピーディーに対応するために、更なる技術の強化を図り、高機能・高品質商品の開発に継続して取り組んでまいります。

当社グループは、今後も更なる飛躍を目指すべく、技術の研鑽や徹底した“ものづくり”を追求し、お客様に的確にお応えすることで、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、粉末冶金を主たる事業としております。

セグメント	主 要 製 品 等
粉 末 冶 金	タングステン及びモリブデン線・棒・板、電気接点、電極、磁気ヘッド基板、超精密加工品、半導体・液晶関連機械部品、NTダイカッター、切削工具、耐摩耐食部品、機械部品、遮蔽材等
そ の 他	産業用機械装置等上記に関連しない製品、不動産管理、保険代理、商品販売等

(7) 主要な事業所

- ①当 社 本社 福岡市博多区美野島一丁目2番8号
支店 東京支店（東京都）、名古屋支店（愛知県）、
大阪支店（大阪府）、九州支店（佐賀県）
工場 基山工場（佐賀県）、飯塚工場（福岡県）、
宇美工場（福岡県）
- ②子 会 社 株式会社昭和電気接点工業所（福岡県）
株式会社福岡機器製作所（福岡県）
株式会社エヌ・ティーサービス（福岡県）
恩悌（上海）商貿有限公司（中国上海市）
上海電科電工材料有限公司（中国上海市）
上海三義精密模具有限公司（中国上海市）
四平恩悌タングステン高新技术材料有限公司（中国吉林省）
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.（米国ウエストバージニア州）
恩悌（香港）有限公司（中国香港特别行政区）（注）1
- ③関連会社 S Vニッタン株式会社（タイ国バンコク市）
四平日本タングステン有限公司（中国吉林省）（注）2
九江日本タングステン有限公司（中国江西省）

- (注) 1. 恩悌（香港）有限公司は、恩悌（上海）商貿有限公司100%出資の子会社であり、当社は間接所有となります。
2. 四平日本タングステン有限公司は、現在清算手続き中であります。

(8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
925名	52名減

- (注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除く。）であり、臨時従業員数85名（年間平均人員）を含んでおりません。

(9) 親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社 昭和電気接点工業所	百万円 10	100.0 %	電気接点、その他電子部品の製造販売
株式会社 福岡機器製作所	百万円 20	100.0 %	産業用機械装置類の製造販売並びに修理に関する工事
株式会社 エヌ・ティーサービス	百万円 10	100.0 %	不動産の管理、損害保険・生命保険代理業、商品販売
恩悌（上海）商貿有限公司	百萬元 9	100.0 %	タングステン・モリブデンを主とする非鉄金属材料・加工製品、超硬合金・セラミック製品の販売
上海電科電工材料有限公司	百万米ドル 6	60.0 %	電気接点製品の製造販売
上海三義精密模具有限公司	百万米ドル 3	100.0 %	産業用機械装置及び部品の製造販売並びにN Tダイカッターの再研磨加工
四平恩悌タングステン高新技术材料有限公司	百萬元 22	51.0 %	タングステン線・棒の製造販売
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.	千米ドル 24	100.0 %	金属加工製品の加工及び販売
恩悌（香港）有限公司	千米ドル 20	100.0 (100.0) %	タングステン線の仕入・販売

(注) 出資比率の()は、間接所有の割合を内書きで示しております。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,443 ^{百万円}
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	619
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	583
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	481
株 式 会 社 り そ な 銀 行	288

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式総数 24,495,550株
(自己株式1,282,050株を除く。)
- (3) 当事業年度末の株主数 4,254名 (前事業年度末比184名増)
(うち議決権を有する株主数3,549名)
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
九 州 電 力 株 式 会 社	千株 1,666	% 6.80
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,200	4.90
日 本 タ ン グ ス テ ン 従 業 員 持 株 会	814	3.32
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	643	2.62
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	601	2.45
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	509	2.07
日 本 タ ン グ ス テ ン 取 引 先 持 株 会	507	2.06
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	500	2.04
日 立 金 属 株 式 会 社	500	2.04
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	410	1.67

- (注) 1. 上記のほか、自己株式を1,282千株保有しております。
2. 持株比率は自己株式 (1,282千株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

項目	回次	第1回新株予約権
発行決議の日		平成19年8月10日
新株予約権の数		66個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個当たり)	66,000株 1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	273千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間		平成19年8月28日から 平成39年8月27日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
保有状況	取締役(社外取締役を除く。) 保有数 目的である株式の数	2名 27個 27,000株

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項目 \ 回次	第2回新株予約権	
発行決議の日	平成20年8月8日	
新株予約権の数	120個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個当たり)	120,000株 1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	142千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間	平成20年8月27日から 平成40年8月26日まで	
新株予約権の行使の条件	(注)	
保有状況	取締役(社外取締役を除く。) 保有数 目的である株式の数	2名 54個 54,000株

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項目 \ 回次	第3回新株予約権	
発行決議の日	平成23年2月9日	
新株予約権の数	51個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個当たり)	51,000株 1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	141千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間	平成23年2月26日から 平成43年2月25日まで	
新株予約権の行使の条件	(注)	
保有状況	取締役(社外取締役を除く。) 保有数 目的である株式の数	7名 51個 51,000株

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項目 \ 回次	第4回新株予約権	
発行決議の日	平成24年2月9日	
新株予約権の数	49個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個当たり)	49,000株 1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	152千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間	平成24年2月28日から 平成44年2月27日まで	
新株予約権の行使の条件	(注)	
保有状況	取締役(社外取締役を除く。) 保有数 目的である株式の数	7名 49個 49,000株

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
取締役会長	吉 田 省 三	S Vニッタン株式会社 代表取締役副会長
代表取締役 取締役社長	馬 場 信 哉	上海電科電工材料有限公司 董事長
常務取締役	坂 口 茂 也	営業本部長 恩梯（上海）商貿有限公司 董事長
常務取締役	徳 本 啓	技術製造本部長兼基山工場長 上海三義精密模具有限公司 董事長
取 締 役	高 嶋 好 夫	飯塚工場長兼金材部品部長
取 締 役	大 島 正 信	業務本部長兼経理部長、コンプライアンス担当
取 締 役	後 藤 信 志	四平恩梯タングステン高技術材料有限公司総経理
取 締 役	山 元 春 義	九州電力株式会社 代表取締役副社長
常勤監査役	増 田 秀 雄	
監 査 役	小 島 庸 匡	小島公認会計士事務所代表
監 査 役	斉 藤 芳 朗	徳永・松崎・斉藤法律事務所代表弁護士
監 査 役	渋 田 民 夫	株式会社西日本新聞社特別論説委員

- (注) 1. 取締役山元春義氏は、平成23年6月28日開催の第100期定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
2. 取締役段上 守氏は、平成23年6月28日開催の第100期定時株主総会終結の時をもって退任しました。
3. 取締役山元春義氏は、社外取締役であります。
4. 監査役小島庸匡、斉藤芳朗並びに渋田民夫の各氏は、社外監査役であります。

5. 監査役小島庸匡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役小島庸匡並びに洪田民夫の両氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
7. 当事業年度中に以下の取締役の担当等に変更がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
坂口 茂也	常務取締役営業本部長	常務取締役営業本部長兼営業部長	平成23年4月1日
徳本 啓	常務取締役技術製造本部長兼基山工場長	常務取締役製造本部長兼基山工場長、基礎技術センター担当	平成23年4月1日
馬場 信哉	—	恩悌（上海）商貿有限公司董事長	平成23年4月6日
坂口 茂也	恩悌（上海）商貿有限公司董事長	—	平成23年4月6日
吉田 省三	—	上海電科電工材料有限公司董事長	平成24年3月23日
馬場 信哉	上海電科電工材料有限公司董事長	—	平成24年3月23日

8. 平成24年4月1日以降に以下の取締役の担当等に変更がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
大島 正信	取締役業務本部長兼経営管理部長、コンプライアンス担当	取締役業務本部長兼経理部長、コンプライアンス担当	平成24年4月1日

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	118百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	21百万円 (9百万円)

- (注) 1. 取締役(社外取締役を除く)の支給額には、当該事業年度に係る取締役賞与21百万円を含んでおります。また、平成24年2月9日開催の取締役会決議によりストックオプションとして付与した新株予約権5百万円(報酬等としての額)を含んでおります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役3名の使用人給与相当額28百万円を支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	兼職の内容	当社との関係
社外 取締役	山元春義	九州電力株式会社	代表取締役副社長	(注) 1
社外 監査役	小島庸匡	小島公認会計士事務所	代表	(注) 2
社外 監査役	斉藤芳朗	徳永・松崎・斉藤法律事務所	代表弁護士	(注) 3
社外 監査役	浜田民夫	株式会社西日本新聞社	特別論説委員	(注) 2

- (注) 1. 九州電力株式会社は、当社の筆頭株主であります。
2. 当社との間に特別の関係はありません。
3. 徳永・松崎・斉藤法律事務所は当社との間で顧問契約を締結しております。

②当該事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外 取締役	山元春義	取締役就任後の当該事業年度の取締役会8回中3回に出席し、議案審議等につき経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。また、取締役会以外においても、適時、代表取締役等に経営上有用な意見等を行っております。
社外 監査役	小島庸匡	当該事業年度の取締役会10回中8回に出席し、必要に応じ議案審議等に必要な意見を述べております。また、同じく監査役会には8回のすべてに出席し、主に公認会計士として専門的見地から発言を行っております。
社外 監査役	斉藤芳朗	当該事業年度の取締役会10回中6回に出席し、必要に応じ議案審議等に必要な意見を述べております。また、同じく監査役会には8回中7回に出席し、主に弁護士として専門的見地から発言を行っております。
社外 監査役	渋田民夫	当該事業年度の取締役会10回中9回に出席し、必要に応じ議案審議等に意見を述べております。また、同じく監査役会には8回のすべてに出席し、公共性、倫理性の高い報道機関での経験を通じて培ってきた知識・見地から発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任については、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 29百万円

②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他
財産上の利益の合計額 29百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合及び公序良俗に反する行為があった場合は、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人を解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は監査役会規則に則り会計監査人を解任することとし、また、当社都合による他、法定以外の理由で、解任又は不再任とする場合は、監査役会は株主総会の付議議案とすることの同意もしくは取締役会へ付議議案とすることを請求し、取締役会はそれを審議します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を尊重し、当社の企業価値の源泉やステークホルダーとの信頼関係を壊すことなく、中長期的な視点で当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を真摯に目指す者でなければならないと考えています。

もとより当社は、上場会社である当社の株式は資本市場において自由に取引されるべきものであり、当社株式の大量の買付行為につきましても原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。

しかしながら、近時のわが国資本市場においては、買付行為の内容を判断するに足る必要な情報を提供することなく、また対象会社の経営陣や株主との十分な協議や合意の形成を経ることなく、一方的に株式の大量の買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

このような大量の買付行為の中には、十分な情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、取締役会が当該買付行為の内容の検討や代替案の提案等を行うための十分な時間を与えないもの、真摯に会社の経営を行う意思に乏しいものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もないとはいえません。

当社としましては、当社の企業価値の源泉は、①材料技術と加工技術を融合した高度な粉末冶金技術、②熟練した技術を有する従業員の存在、③重要な取引先、顧客、地域社会等のステークホルダーとの間で長年に亘って構築された緊密な信頼関係、④現経営者と従業員との密接な信頼関係にあると考えております。

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保又は向上させるためには、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠ですが、当社株式の大量の買付行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をするのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反することとなると考えます。

したがって、当社は上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

ア. 企業価値向上のための取組み

当社は1931年の創業以来、タングステン、モリブデン等のレアメタル及びファインセラミックス等を用い、高付加価値商品を幅広い産業分野に提供しております。照明用タングステン線・棒から事業を開始し、これまでにタングステン合金電気接点、超硬合金製品、ファインセラミックス製品等の先進的な製品まで、材料技術をベースに超精密加工製品へと順次、事業領域を拡大してまいりました。当社は、この材料技術と加工技術を融合した高機能商品を創造するとともに、常にお客様の視点に立って長年に亘り誠実且つ堅実なものづくりの経営により、社会への貢献を果たしてまいりました。

当社は、更なる高収益企業体質への転換を進めるため、継続的に中期経営計画に取り組んでおり、概要は以下のとおりであります。

a. 経営戦略

当社グループは目指すべきビジョンとして、「グローバルなお客様や社会への貢献」を掲げ、新技術・新商品の創出、ものづくりの強化を進め、特に中国・アジアを中心とした製造及び販売拠点を設置し、グローバルな収益拡大を図ってまいります。また、いかなる事業環境下においても黒字を維持するために「重点商品による収益の確保」を継続的に推進し、今後も企業価値の向上を目指します。

b. 事業戦略

半導体・自動車・照明などの既存の「基盤事業分野」に、「環境・エネルギー分野」「インフラ関連分野」「先端分野」を加えた事業領域を中心に展開してまいります。特に液晶・光学機器関連商品、サニタリー関連耐磨商品、エネルギー関連商品等は全社的な取組みで、経営資源を集中し、成長させてまいります。

c. 新商品戦略

新商品の開発に関しては、戦略組織を中心に徹底したマーケティング指向でコア技術・注力商品について新用途・新市場の探索を行います。その中から開発テーマを選択し、新商品を開発します。

d. 海外展開

成長市場における販売拠点を整備し、海外における売上高を拡大させてまいります。また、中国・タイを中心としたアジア地域の製造拠点を拡充・強化し、原価の圧縮や技術移転等を図りながら、グループの更なる収益力及び競争力の強化に努めてまいります。

イ. コーポレートガバナンスの充実について

当社は、法令を順守し適正な企業活動を通じて、経営の透明性、効率性を

確保し、経営の監督と執行及び監査が有効に機能した統治体制のもとで企業価値を向上させ、株主、顧客、地域社会から信頼される企業となるよう、内部監査機能の充実、コンプライアンスの徹底した取組みによる企業統治の充実を図っております。

当社は監査役制度を採用しており、取締役は8名(うち社外取締役1名)、監査役4名(うち社外監査役3名)で構成されております。取締役の任期は、株主の皆様の意向をより適時に反映させることを目的として、1年としております。

当社の取締役会は、法令・定款に基づき決議を要する事項のほか、重要事項に関して審議し、また、業務執行状況においても随時報告がなされております。また、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行うことを目的に、常勤役員で構成する常務会を、原則として毎週開催しております。

常勤監査役は、取締役会をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、会計監査人、社内スタッフなどから報告を受けるとともに、子会社、関連会社への監査を行っております。社外監査役は、財務報告における内部統制監査の整備、運用状況及び監査の状況について、常勤監査役より適時報告を受け、意見等を行っております。また、取締役社長と意見交換を行い、業務の執行状況等について把握するほか、常勤監査役より、内部監査、監査役監査の状況や、会計監査人による監査の状況等について、適時、報告を受け、意見及び助言を行っております。

内部監査体制におきましては、取締役社長直属の機関として内部監査室を設置しており、会社の業務運営が経営方針、諸規程に準拠して適正に行われているかを監査し、その結果を取締役社長に報告しております。また、内部監査室は、監査計画を監査役に報告するとともに、その実施状況及び内容について適時報告しております。

コンプライアンス体制におきましては、法令を順守し適正な企業活動を通じてガバナンス機能を充実させるため、コンプライアンス担当役員を1名設置しております。

内部統制体制におきましては、取締役社長をはじめ、経営企画部を主幹部門として、その整備、運用を行っております。内部監査室は、社内規程に基づいて財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の監査を行い、監査役は、監査内容について確認しております。また、会計監査人による監査においては、監査役は、監査方法及び結果の妥当性を確認しております。

リスクマネジメント推進体制におきましては、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るため、リスクマネジメント委員会を設け、リスクの把握と評価、対応策を

検討し、リスクが顕在化した場合の影響を極小化するリスクマネジメント活動を行っております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年5月11日開催の取締役会において、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」の更新を決定し(更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。)、その後、平成23年6月28日開催の当社第100期定時株主総会において、本対応方針への更新をご承認いただきました。本対応方針への更新の目的及び本対応方針の概要は、次のとおりであります。

ア. 本対応方針導入の目的

上記①記載の基本方針に基づいて、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に反する大規模買付行為(下記イ.に定義されます。以下同じです。)に対しては、適切な対抗措置を迅速且つ的確に発動することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し又は向上させる必要があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、大規模買付行為が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための枠組みとして、以下のとおりの本対応方針への更新を行っております。

イ. 本対応方針の概要

a. 本対応方針は、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け若しくは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為又はこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合において、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、

並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための手続(以下「大規模買付ルール」といいます。))を定めるものです。

- b. 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合、又は、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社は、当社取締役会決議(一定の場合には株主総会決議)に基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置(原則として、差別的行使条件及び差別的取得条項付きの新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。))の無償割当てを行います。)を発動することがあります。
- c. 本対応方針においては、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役員として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

独立委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為の具体的内容及び当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、本対応方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は独立委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本対応方針に従って対応を決定するものとします。

- ④上記②の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、上記②の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為は困難になるものと考えられることから、これは上記①に記載の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではな

く、また、当社の役員の状態の維持を目的とするものではないと考えております。

- ⑤上記③の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

本対応方針への更新は、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めめるために行われたものであり、上記①に記載の基本方針に沿うものです。

また、当社取締役会は、本対応方針は、以下の各点に照らして、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと判断しております。

a. 株主意思を重視するものであること

本対応方針への更新は、株主の皆様のご意思を確認するため、平成23年6月28日開催の当社第100期定時株主総会における承認可決を経て行われたものであり、株主の皆様のご意思が反映されております。また①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、②当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。さらに、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第11条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

b. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

c. 当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の確保又は向上の目的をもって更新が行われたこと

本対応方針への更新は、上記③ア.に記載のとおり、当社の企業価値ひいて

は株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めめるために、行われたものです。

d. 合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

e. 独立委員会の設置

上記③イ.c.に記載のとおり、当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

f. デッドハンド型買収防衛策ではないこと等

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっており、本対応方針は、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への継続かつ安定的な利益配当を基本方針とし、当期の業績、今後の事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案し配当を行っております。

配当の基準として、単体の当期純利益の30%相当を目安に利益配分を行ってまいります。また、資本効率の向上を目的として、適宜自己株式を取得し、配当とあわせて株主の皆様への利益還元に努めてまいります。

こうした方針のもと、当期の利益配当金につきましては、業績の状況等を勘案し、1株につき3円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金(1株につき2円)を合わせ、年間配当金は1株につき5円となります。

今後とも株主の皆様への利益還元を最重要課題のひとつとして、業績の回復に尽力し、皆様のご期待に沿うべく努力してまいります。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	8,912	流動負債	5,288
現金及び預金	2,488	支払手形及び買掛金	1,599
受取手形及び売掛金	3,367	短期借入金	2,686
商品及び製品	387	リース債務	56
仕掛品	1,411	未払法人税等	25
原材料及び貯蔵品	867	賞与引当金	368
繰延税金資産	1	役員賞与引当金	21
その他	389	その他	530
貸倒引当金	△0		
固定資産	7,182	固定負債	2,887
有形固定資産	3,978	長期借入金	1,282
建物及び構築物	2,185	リース債務	101
機械装置及び運搬具	1,138	繰延税金負債	740
工具、器具及び備品	80	退職給付引当金	533
土地	292	資産除去債務	25
リース資産	127	その他	203
建設仮勘定	153	負債合計	8,175
無形固定資産	77	(純資産の部)	百万円
のれん	35	株主資本	7,569
リース資産	30	資本金	2,509
その他	11	資本剰余金	2,229
投資その他の資産	3,126	利益剰余金	3,111
投資有価証券	1,497	自己株式	△280
貸貸不動産	1,561	その他の包括利益累計額	118
その他	93	その他有価証券評価差額金	395
貸倒引当金	△27	為替換算調整勘定	△277
		新株予約権	27
		少数株主持分	203
		純資産合計	7,919
資産合計	16,094	負債・純資産合計	16,094

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

科 目	金 額	
売 上 高		百万円 12,469
売 上 原 価		10,374
売 上 総 利 益		2,094
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,295
営 業 損 失		200
営 業 外 収 益	百万円	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	27	
そ の 他	396	424
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	68	
そ の 他	175	244
経 常 損 失		20
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		20
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	23	
法 人 税 等 調 整 額	△96	△73
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		52
少 数 株 主 損 失		167
当 期 純 利 益		219

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

科 目	残高及び変動事由	金 額
		百万円
株主資本		
資本金	当期首残高	2,509
	当期末残高	2,509
資本剰余金	当期首残高	2,229
	当期末残高	2,229
利益剰余金	当期首残高	2,990
	当期変動額	剰余金の配当 △97
		当期純利益 219
	当期末残高	3,111
自己株式	当期首残高	△279
	当期変動額	自己株式の取得 △0
	当期末残高	△280
株主資本合計	当期首残高	7,448
	当期変動額	120
	当期末残高	7,569

科 目	残高及び変動事由	金 額
		百万円
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	482
	当期変動額 (純額)	△86
	当期末残高	395
為替換算調整勘定	当期首残高	△240
	当期変動額 (純額)	△37
	当期末残高	△277
その他の包括利益累計額合計	当期首残高	241
	当期変動額	△123
	当期末残高	118
新株予約権	当期首残高	20
	当期変動額 (純額)	7
	当期末残高	27
少数株主持分	当期首残高	301
	当期変動額 (純額)	△97
	当期末残高	203
純資産合計	当期首残高	8,012
	当期変動額	△93
	当期末残高	7,919

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	7,688	流動負債	4,508
現金及び預金	1,934	支払手形	134
受取手形	145	買掛金	1,014
売掛金	3,044	短期借入金	1,874
商品及び製品	207	長期借入金(1年内返済)	658
仕掛品	1,061	リース債務	9
原材料及び貯蔵品	784	未払金	107
前払費用	32	未払費用	187
未収入金	218	未払法人税等	22
その他	259	預り金	102
貸倒引当金	△0	賞与引当金	346
		役員賞与引当金	20
		その他	30
固定資産	6,981	固定負債	2,788
有形固定資産	3,114	長期借入金	1,282
建物	1,932	リース債務	6
構築物	150	繰延税金負債	739
機械及び装置	656	退職給付引当金	533
車両運搬具	2	長期預り金	156
工具、器具及び備品	58	資産除去債務	25
土地	285	その他	44
リース資産	1		
建設仮勘定	26	負債合計	7,296
無形固定資産	17	(純資産の部)	百万円
ソフトウェア	3	株主資本	6,952
リース資産	13	資本金	2,509
		資本剰余金	2,229
投資その他の資産	3,850	資本準備金	2,229
投資有価証券	1,041	利益剰余金	2,494
関係会社株式	305	その他利益剰余金	2,494
関係会社出資金	832	買換資産圧縮積立金	946
関係会社長期貸付金	61	別途積立金	1,000
賃貸不動産	1,573	繰越利益剰余金	547
その他	62	自己株式	△280
貸倒引当金	△27	評価・換算差額等	393
		その他有価証券評価差額金	393
		新株予約権	27
資産合計	14,670	純資産合計	7,373
		負債・純資産合計	14,670

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)

科 目	金 額	
売 上 高		9,775
売 上 原 価		7,738
売 上 総 利 益		2,037
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,813
営 業 利 益		224
営 業 外 収 益	百万円	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	79	
そ の 他	406	485
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	51	
そ の 他	177	228
経 常 利 益		480
特 別 損 失		
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	10	10
税 引 前 当 期 純 利 益		469
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16	
法 人 税 等 調 整 額	△96	△80
当 期 純 利 益		550

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

科 目	残高及び変動事由	金 額
		百万円
株主資本		
資本金	当期首残高	2,509
	当期末残高	2,509
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	2,229
	当期末残高	2,229
資本剰余金合計	当期首残高	2,229
	当期末残高	2,229
利益剰余金		
その他利益剰余金		
買換資産圧縮積立金	当期首残高	911
	当期変動額	買換資産圧縮積立金の取崩 買換資産圧縮積立金（税制改正分） △35 71
	当期末残高	946
別途積立金	当期首残高	1,000
	当期末残高	1,000
繰越利益剰余金	当期首残高	131
	当期変動額	買換資産圧縮積立金の取崩 買換資産圧縮積立金（税制改正分） 剰余金の配当 当期純利益 35 △71 △97 550
	当期末残高	547
利益剰余金合計	当期首残高	2,042
	当期変動額	452
	当期末残高	2,494

科 目	残高及び変動事由	金 額
		百万円
自己株式	当期首残高	△279
	当期変動額 自己株式の取得	△0
	当期末残高	△280
株主資本合計	当期首残高	6,500
	当期変動額	451
	当期末残高	6,952
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	480
	当期変動額 (純額)	△86
	当期末残高	393
新株予約権	当期首残高	20
	当期変動額 (純額)	7
	当期末残高	27
純資産合計	当期首残高	7,001
	当期変動額	372
	当期末残高	7,373

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年5月7日

日本タングステン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白水 一信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内藤 真一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本タングステン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本タングステン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年5月7日

日本タングステン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白水 一信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内藤 真一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本タングステン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月9日

日本タングステン株式会社 監査役会

(自署押印)

常勤監査役	増 田 秀 雄	Ⓢ
社外監査役	小 島 庸 匡	Ⓢ
社外監査役	斉 藤 芳 朗	Ⓢ
社外監査役	洪 田 民 夫	Ⓢ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

現任の取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	よし だ しょう ぞう 吉 田 省 三 (昭和18年4月20日生)	昭和42年4月 九州電力株式会社入社 平成13年7月 同社執行役員大分支店長 平成15年6月 同社退任 平成15年6月 当社代表取締役 取締役社長 平成22年6月 当社取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) ＳＶニッタン株式会社代表取 締役副会長	147,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	<p style="text-align: center;">ば ば しん や 馬 場 信 哉 (昭和31年7月30日生)</p>	<p>昭和59年4月 当社入社 平成16年6月 当社セラミック部長兼宇美工 場長 平成18年6月 当社経営企画部長 平成21年6月 当社取締役業務本部長兼経営 企画部長、コンプライアンス 担当 平成22年4月 当社取締役業務本部長、コン プライアンス担当 平成22年6月 当社代表取締役 取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) 上海電科電工材料有限公司董 事長</p>	50,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	さか ぐち しげ や 坂 口 茂 也 (昭和27年9月4日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年6月 当社研究開発センター長 平成17年4月 当社超硬部品部長 平成18年6月 当社取締役営業部長 平成21年6月 当社取締役営業本部長兼営業 部長 平成22年4月 当社取締役営業本部長 平成22年6月 当社常務取締役営業本部長 平成22年12月 当社常務取締役営業本部長兼 営業部長 平成23年4月 当社常務取締役営業本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 恩悌(上海)商貿有限公司董 事長	42,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	<p style="text-align: center;">とく もと けい 徳 本 啓 (昭和32年4月3日生)</p>	<p>昭和60年2月 当社入社 平成17年4月 当社管理部長 平成21年4月 当社基山工場長 平成21年6月 当社取締役製造本部長兼基山 工場長 平成22年6月 当社常務取締役製造本部長兼 基山工場長、基礎技術センタ ー担当 平成23年4月 当社常務取締役技術製造本部 長兼基山工場長 現在に至る (重要な兼職の状況) 上海三義精密模具有限公司董 事長</p>	45,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
5	<p style="text-align: center;">たか しま よし お 高 嶋 好 夫 (昭和30年12月5日生)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成13年12月 当社品質保証部長 平成16年4月 当社電材部品部長 平成21年4月 当社管理部長 平成22年4月 当社飯塚工場長兼金材部品部長 平成22年6月 当社取締役飯塚工場長兼金材部品部長 現在に至る</p>	19,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
6	<p style="text-align: center;">おお しま まさ のぶ 大 島 正 信 (昭和34年3月31日生)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成20年6月 当社総務人事部長 平成22年6月 当社取締役業務本部長兼経理 部長、コンプライアンス担当 平成24年4月 当社取締役業務本部長兼経営 管理部長、コンプライアンス 担当 現在に至る</p>	20,000株
7	<p style="text-align: center;">ご とう しん じ 後 藤 信 志 (昭和34年3月19日生)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成18年6月 当社金材部品部長兼飯塚工場 長 平成21年4月 当社営業部営業推進室長 平成22年4月 当社営業部長 平成22年6月 当社取締役営業部長 平成22年12月 当社取締役四平恩梯タングス テン高新技术材料有限公司総 経理 現在に至る</p>	14,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
8	やま もと はる よし 山 元 春 義 (昭和22年4月25日生)	昭和47年4月 九州電力株式会社入社 平成17年7月 同社執行役員大分支店長 平成19年6月 同社上席執行役員川内原子力 発電所長 平成21年3月 同社上席執行役員川内原子力 総合事務所長 平成21年6月 同社取締役常務執行役員川内 原子力総合事務所長 平成23年6月 同社代表取締役副社長 現在に至る 平成23年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 九州電力株式会社代表取締役 副社長	一 株

- (注) 1. 取締役候補者のうち、馬場信哉氏は、上海電科電工材料有限公司の董事長を兼務し、同社は当社から技術指導を受けているほか、金融機関に対する債務保証を受けております。
2. 取締役候補者のうち、徳本 啓氏は、上海三義精密摸具有限公司の董事長を兼務し、同社は当社から技術指導を受けているほか、金融機関に対する債務保証を受けております。
3. 山元春義氏は、社外取締役候補者であります。
- 山元春義氏を社外取締役候補者とした理由は、現在、九州電力株式会社代表取締役副社長の要職を担われており、豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に適宜、適切なご意見と助言をいただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、当社は、山元春義氏との間で責任限定契約を締結しております。また、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と本契約を継続する予定であります。責任限定契約の内容については事業報告17頁の③責任限定契約の内容の概要に記載のとおりであります。
4. 山元春義氏の当社社外取締役の就任期間は本総会終結の時をもって1年であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

現任の監査役増田秀雄、小島庸匡の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
1	※ た なか かず あき 田 中 和 昭 (昭和28年8月15日生)	昭和49年4月 当社入社 平成21年4月 当社基山工場電材部品部長 平成24年4月 当社内部監査担当部長 現在に至る	5,000株
2	こ じま つね まさ 小 島 庸 匡 (昭和19年3月1日生)	昭和44年1月 監査法人中央会計事務所入所 昭和46年3月 公認会計士登録 昭和58年7月 同監査法人代表社員 平成9年7月 同監査法人福岡事務所長 平成13年6月 日本公認会計士協会北部九州 会会長 平成16年7月 日本公認会計士協会本部副会 長 平成19年8月 小島公認会計士事務所代表 現在に至る 平成20年6月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 小島公認会計士事務所代表 株式会社大分銀行社外監査役	一 株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 小島庸匡氏は、社外監査役候補者であります。

小島庸匡氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として会計監査業務の経験が豊富であり、専門的な見地から、当社の経理財務面についての的確な監査意見をいただけることを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

なお、当社は、小島庸匡氏との間で責任限定契約を締結しております。また、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と本契約を継続する予定であります。責任限定契約の内容については事業報告17頁の③責任限定契約の内容の概要に記載のとおりであります。

4. 小島庸匡氏の当社社外監査役の就任期間は本総会終結の時をもって4年であります。

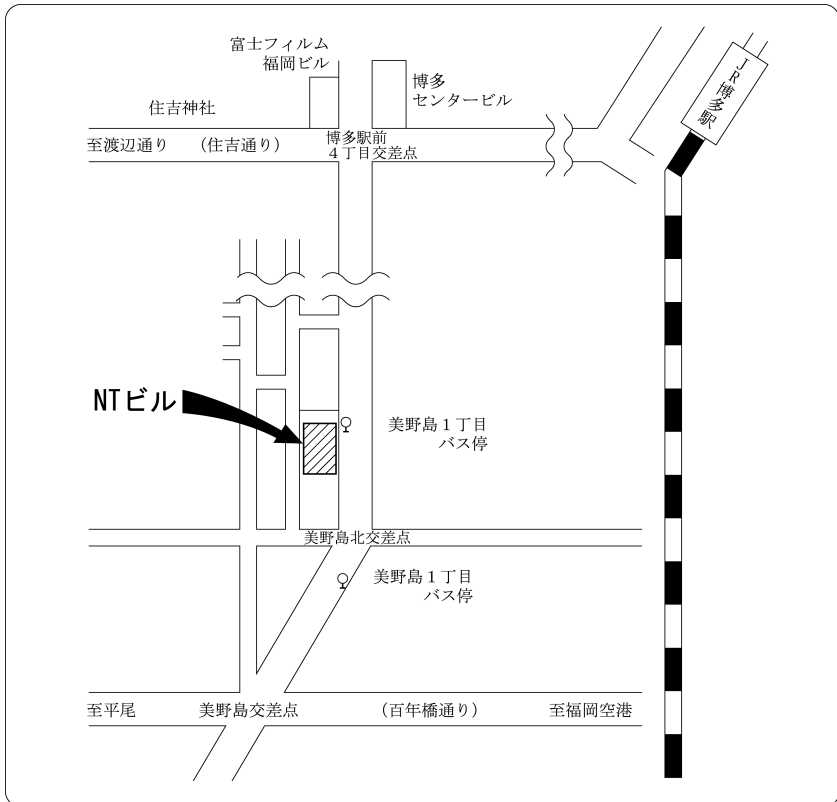
以 上

会場ご案内図

福岡市博多区美野島一丁目2番8号

N Tビル 10階大会議室

T E L (092) 415-5500



- ・ JR博多駅より徒歩約15分または車で約5分
- ・ 福岡空港より車で約30分